昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による（巻末の別紙参照）。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成22年10～12月	23年1～3月	4～6月	7～9月	平成23年7月	8月	9月	10月
受注総額	61,589	67,789	61,253	57,557	18,629	19,834	19,094	19,714
	(3.7)	(10.1)	(−9.6)	(−6.0)	(−11.3)	(6.5)	(−3.7)	(3.2)
	〔 15.7〕	〔 18.8〕	〔 9.4〕	〔 −2.5〕	〔 −5.9〕	〔 −3.3〕	〔 0.7〕	〔 −6.8〕
民需	26,554	27,362	27,926	27,091	8,912	8,593	9,586	8,705
	(−0.3)	(3.0)	(2.1)	(−3.0)	(−15.9)	(−3.6)	(11.6)	(−9.2)
	〔 13.6〕	〔 10.8〕	〔 15.4〕	〔 3.6〕	〔 2.5〕	〔 −10.5〕	〔 16.4〕	〔 2.1〕
〃（船舶・電力を除く）	20,660	21,813	22,351	22,687	7,252	8,049	7,386	6,874
	(−4.3)	(5.6)	(2.5)	(1.5)	(−8.2)	(11.0)	(−8.2)	(−6.9)
	〔 5.6〕	〔 8.9〕	〔 9.8〕	〔 5.8〕	〔 4.0〕	〔 2.1〕	〔 9.8〕	〔 1.5〕
製造業	9,314	9,807	9,783	10,032	3,261	3,709	3,061	3,230
	(−1.7)	(5.3)	(−0.2)	(2.5)	(−5.2)	(13.7)	(−17.5)	(5.5)
	〔 11.5〕	〔 16.3〕	〔 17.2〕	〔 4.4〕	〔 3.2〕	〔 5.0〕	〔 4.8〕	〔 2.4〕
非製造業（船舶・電力を除く）	11,600	11,761	12,344	12,965	4,383	4,117	4,466	4,139
	(−5.1)	(1.4)	(5.0)	(5.0)	(−1.4)	(−6.1)	(8.5)	(−7.3)
	〔 0.3〕	〔 3.5〕	〔 4.2〕	〔 7.2〕	〔 5.8〕	〔 −0.1〕	〔 13.2〕	〔 1.0〕
官公需	6,715	6,310	6,365	6,077	2,110	1,994	1,973	2,011
	(−2.8)	(−6.0)	(0.9)	(−4.5)	(−1.7)	(−5.5)	(−1.0)	(1.9)
	〔 2.6〕	〔 −10.8〕	〔 −6.9〕	〔 −11.0〕	〔 −7.3〕	〔 −15.8〕	〔 −9.6〕	〔 −12.0〕
外需	25,426	28,817	25,038	23,708	7,059	9,339	7,310	7,431
	(0.8)	(13.3)	(−13.1)	(−5.3)	(−9.8)	(32.3)	(−21.7)	(1.6)
	〔 22.4〕	〔 43.1〕	〔 7.1〕	〔 −6.8〕	〔 −13.5〕	〔 10.0〕	〔 −13.9〕	〔 −15.6〕
代理店	2,328	2,512	2,588	2,331	739	738	855	889
	(−2.7)	(7.9)	(3.0)	(−9.9)	(−1.5)	(−0.2)	(15.9)	(4.0)
	〔 8.9〕	〔 12.3〕	〔 7.8〕	〔 −2.0〕	〔 −5.0〕	〔 −13.8〕	〔 13.2〕	〔 20.5〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成22年10～12月	23年1～3月	4～6月	7～9月	平成23年7月	8月	9月	10月
Ⅰ製造業計	−1.7	5.3	−0.2	2.5	−5.2	13.7	−17.5	5.5
1食品製造業	−7.2	6.0	1.9	−0.6	12.7	−26.7	11.3	−0.2
2パルプ・紙・紙加工品	−4.3	−25.0	55.9	−12.6	−37.9	79.5	−53.4	165.6
3化学工業	−11.8	31.5	−10.8	−4.4	−12.8	0.9	−23.2	21.4
4石油製品・石炭製品	11.4	−4.6	−10.6	−4.8	−17.1	49.1	−20.0	−2.1
5鉄鋼業	−21.6	14.7	−9.2	1.3	−14.5	1.4	55.3	−2.0
6非鉄金属	−17.0	13.4	27.9	−26.4	−56.9	67.7	−16.2	−21.9
7金属製品	−13.7	27.0	8.3	6.1	1.5	−0.3	9.6	−1.8
8一般機械	9.1	8.3	−13.3	8.6	17.0	−12.5	−10.0	11.1
9電気機械	3.6	16.1	1.3	−4.2	−15.0	29.5	−15.6	−0.3
10情報通信機械	28.4	−30.5	20.4	2.8	−3.4	74.6	−40.9	−28.3
11自動車・同付属品	17.7	2.4	−6.7	8.2	4.5	8.5	−23.9	19.7
12造船業	10.4	61.1	−65.6	67.9	95.2	−26.8	0.6	−20.9
13その他輸送用機械	−18.0	20.7	−20.0	6.2	46.8	−40.0	−14.5	−15.5
14精密機械	1.9	9.6	38.2	−52.4	−87.2	297.5	−3.7	−34.9
15「その他製造業」	−5.7	15.2	17.1	−25.5	−47.0	33.6	−8.9	6.5
Ⅱ非製造業計	−0.4	0.6	4.0	−3.8	−23.2	−9.4	30.3	−14.4
16農林漁業	−4.6	6.0	12.9	−8.7	−5.5	3.4	0.1	−18.0
17鉱業・採石業・砂利採取業	32.8	3.1	13.1	−4.1	−44.8	118.6	−49.5	−24.5
18建設業	−5.1	−0.3	27.3	−7.2	−28.2	31.4	4.5	−9.2
19電力業	23.8	7.2	−7.7	−24.0	−53.7	−4.5	78.3	−26.8
20運輸業・郵便業	−4.6	5.8	−15.2	36.3	6.7	−33.9	42.8	−31.3
21通信業	3.6	−0.4	−1.7	14.6	9.6	10.5	−4.0	4.2
22卸売業・小売業	−10.2	−3.5	−1.6	6.1	−0.2	26.2	−13.8	−7.7
23金融業・保険業	2.5	−8.1	−6.7	0.1	−35.7	35.8	−2.8	−8.0
24不動産業	−5.9	−11.0	−1.4	39.2	95.3	8.0	−48.6	10.6
25情報サービス業	−8.1	6.9	13.9	−5.5	26.3	−34.1	17.5	5.2
26リース業	4.6	15.8	11.9	−24.6	0.4	−44.2	−4.9	−1.0
27「その他非製造業」	−22.6	1.6	29.4	1.0	−10.7	23.7	4.0	−13.5

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。

２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。

３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

諸事項

弁護士資格認定の公告

弁護士法（昭和24年法律第205号）第５条の規定により、次の者に対し、弁護士となる資格に関する認定をしたので、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成16年法務省令第13号）第８条に基づき公告する。

平成23年12月15日

法務大臣　平岡　秀夫

石森　久広　昭和37年２月14日生
白根　　昇　昭和16年７月４日生
落合　俊雄　昭和18年９月28日生
関　　收　昭和14年８月23日生
北井久美子　昭和27年10月29日生
岡田　康彦　昭和18年６月１日生
建部　和仁　昭和22年５月25日生
和田　鎭男　昭和19年11月２日生
曽根　英雄　昭和36年１月１日生

邑智西部区域特定地域整備事業における田中換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における田中換地区の換地計画を適当とする旨決定したの